

本年度も10月1日から、全国一斉に共同募金運動が実施されます。新型コロナウイルス感染症の影響により、皆さまの生活に大きな影響が生じ、心身ともにご不安やご不便を感じながら日々お過ごしのことと存じます。このような時期ではございますが、地域福祉推進のため、皆さまの温かいご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。

隠岐の島町共同募金委員会 会長 吉田 義隆



社協 通信

(有)西郷日石様が赤い羽根協力店になりました。

毎年、募金運動の一環として登録していただいている店舗等に募金箱の設置をお願いしています。今年度新しい取り組みとしてその店舗を広く募集することとなり、第1号として(有)西郷日石様にご登録いただきました。

ご協力いただける店舗等の皆さまは、隠岐の島町社会福祉協議会HPをご覧ください。か隠岐の島町共同募金委員会(2-0685)までお気軽にお問い合わせください。また、共同募金の特集を2ページより掲載しておりますので、ぜひご覧ください。



赤い羽根共同募金



運動
期間

10月1日～12月31日

目標額 4,000,000円

まちの福祉を支える
共同募金にご協力をお願いします。

共同募金のしくみ

隠岐の島町で集まった募金の約7割は、翌年度、隠岐の島町の地域福祉活動に活用されます。

募金に協力

ご家庭で・・・ 職場で・・・ 会社や企業で・・・ 学校で・・・
まちのお店や自動販売機で・・・ イベントで・・・ 等々



島根県共同募金会へ全額送金

翌年度に助成

隠岐の島町の福祉活動に約7割

県内の福祉施設・ボランティア等に約3割

県内の福祉施設などへの活動助成や、災害時の被災地支援のために役立てられます。

皆さまの募金で支えられる隠岐の島町の福祉活動

地域のつながりづくり



敬老会などの交流づくり



地域の皆さんが集うサロン



募金についてのご質問・募金箱等の設置のご希望など、お気軽にご連絡ください。

隠岐の島町共同募金委員会（社会福祉協議会内） ☎2-0685 担当／藤山・池田

赤い羽根共同募金は、法律により事前に「使いみち（計画）」や「集める額（目標額）」を定めることが義務付けられている募金です。

共同募金には、隠岐の島町全体や私たちの暮らす地域の“福祉”に関心を持っていただくことを働きかけていく役割もあります。そのため、たくさんの方にご協力いただくことを目指し、下記の募金方法を通してお願いしています。

新型コロナウイルス感染症の影響がある中、大変恐れ入りますが、共同募金の趣旨をご理解の上、可能な範囲でご協力いただければ幸いです。

募金の方法

- ① 戸別募金 社協委員さんを通じて、各世帯にご協力いただく募金です。
- ② 学校募金 小・中・県立校の児童・生徒・教職員の皆さんにご協力いただく募金です。
- ③ 職域募金 官公庁等の役職員さんから図書カード購入のご協力をいただく募金です。
- ④ 法人募金 事業所や法人（企業）等にご協力いただく募金です。
- ⑤ イベント募金 「いきいき祭り」等のイベント会場でご協力いただく募金です。
- ⑥ 協力店募金 事業所やお店等に設置されている募金箱でご協力いただく募金です。
- ⑦ 赤い羽根自動販売機 1本につき10円が募金となります。現在8企業・団体様に設置いただいています。
- ⑧ 募金百貨店プロジェクト 寄付つき商品を企画して、売上の一部を共同募金会に寄付するしくみの募金です

いろいろな機会を通じて募金の協力をお願いしていますので、お一人が数回の募金を求められることがあります。募金は、任意で行っていただくものです。



【重要】新型コロナウイルス感染者が町内で確認された場合の対応について

- 町内で感染者が確認された場合は、感染拡大防止のため、各ご家庭や会社等への募金のお願いは致しません。
- 共同募金運動は全国一斉に行われるため、運動そのものは実施されます。募金の受け入れは、感染予防に努めながら社会福祉協議会窓口にて行います。

50年に1度の豪雨 今できる備えを

8月7日（金）隠岐の島町を記録的な大雨が襲いました。
今回の大雨により、被害に遭われた方に心よりお見舞い申し上げます。
早期の復旧、復興と一刻も早く皆さんの生活が元の暮らしに戻ることを願うばかりです。



8月7日の豪雨では、あっという間に道路は川となり、河川は溢れかけ、多数の落石や土砂崩れが発生しました。改めて、災害への「備え」について考えなければならない出来事となりました。いつ発生するか分からない災害に備え、自分自身や家族を守るために落ち着いて行動できるよう、心構えや準備をしておきましょう。

1. 日頃の備え

- ◆ 家の中で3日分程度の食料などの備蓄品を備えておきましょう。
- ◆ 両手が空くリュックなどに持ち出し品を準備しておきましょう。
- ◆ 家具が固定されているかなどを確認しましょう。
- ◆ 家族で避難ルールや連絡方法について話し合っておきましょう。
- ◆ 避難場所や経路を確認しておきましょう。
- ◆ 地区の避難訓練や地域活動に積極的に参加しましょう。



2. 災害発生時には

- ◆ 台風や大雨の恐れがあるときには情報を収集し早めに行動しましょう。
- ◆ 既に災害が発生している場合は家の2階など、室内のより安全な場所に退避することも考えられます。近隣の頑丈な建物や家の安全な部屋を確認しておきましょう。

また、防災や減災の取り組みには、自身とする「自助」の取り組みだけでなく、自治会や近隣の人同士など地域ぐるみで助け合う「互助」の取り組みが必要不可欠です。

日頃行っていないことは非常時になかなかできません。
近隣同士で挨拶をする、声かけをするなど、日頃から声をかけ合い、助け合える関係性を作っておきましょう。

また、遠くに住む家族とも連絡を取り合い、
日常の暮らしの様子を話したり、非常時についての
取り決めをしておきましょう。



サロンのつどいを開催します

活動時の感染予防策やつながりを続けるための取り組みを共有し活動につなげるためサロンのつどいを開催します。

※感染症対策による人数制限のため同様の内容を2回実施します。(①②共に定員60名、先着順とします。)どちらか希望の時間をお知らせください。

日時 10月9日(金)

①13:30~14:30(受付13:15~13:30)

②15:00~16:00(受付14:45~15:00)

場所 役場(新庁舎) 町民ホール

内容 講話「コロナを知り健康を保つ(仮)」

講師 隠岐保健所 地域健康推進課

課長 大場 裕子氏

対象 サロン実施団体並びにサロン実施予定の自治会関係者

申込 9月30日(水)までに2-0685(地域福祉係)にご連絡ください。

※感染症の状況により開催を中止する場合があります。

職員の紹介

7月から地域福祉係に配属されました山口大輔です。五箇の北方出身です。担当事業は、救急



医療情報キット整備事業、ボランティア活動推進事業等です。今までお世話になった隠岐の島町、地域の皆様に貢献したいと思い社協に入りました。まだまだ隠岐や福祉についてわからないことが多いので、いろいろな人と関わる中で、学んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

救急医療情報キットをご活用ください

緊急時の安心への備えとして、「救急医療情報キット整備事業」を、自治会・町内会や民生委員さん等の協力を得て実施しています。日常生活に不安を抱える高齢者の方々等の「不安軽減」のためにぜひご活用ください。

「救急医療情報キット」とは?

医療情報や緊急連絡先を記入したシートを容器に入れて冷蔵庫に保管し、万一の救急時に備えておくものです。

キットをお配りできる方

隠岐の島町内に在住の概ね75歳以上の方、障がいのある方、その他持病等によりキットを希望する方。

- キットが必要な方は、お住まいの地区の自治会区・町内会の代表者様、もしくは民生児童委員様までお申し出ください。
- 既にキットを所持している方は、記載内容の点検・更新をお願いします。



実施自治会区等の代表者並びに役員の方々、民生児童委員様は、引き続き本事業へのご協力をお願いいたします。また未実施の自治会区等につきましては、実施のご検討をよろしくお願いいたします。

ご相談等がございましたら、地域福祉係(2-0685)までお問合せください。

介護の基礎的講座を 開催します

本会、隠岐の島町、隠岐広域連合、島根県社会福祉協議会の共催で、町内の中学生を対象に、介護の仕事の意義や魅力を学びながら「福祉の心」を育み「福祉の人づくり」を推進することを目的として、「介護の基礎的講座」を開催します。

福祉の現場の第一線で高齢者を支えておられる町内の事業所の職員の方々に講師としてご協力いただき、開催を希望する中学校と、この秋からの実施に向けて現在調整を進めています。

【協利法人】

社会福祉法人 愛宕会

社会福祉法人 隠岐共生学園

社会福祉法人 ふれあい五箇

災害見舞について

島根県共同募金会及び日本赤十字社島根県支部では、県内で火災や風水害等自然災害により被災した方々（共同募金会は民間社会福祉施設、日本赤十字社は工場・店舗等も対象）に対して、些少ではありますが見舞金等をお贈りしています。

先月の豪雨災害の際にも、皆様からいただいた募金や会費を財源として、町内で大きな被害に遭われた方々へ見舞金・タオルケット・緊急セットをお渡しいたしました。



日本赤十字社のタオル
ケットと緊急セット



「防災講演会」のご案内

近年、大きな自然災害が多発していますが、今年は新型コロナウイルス感染が懸念される状況の下、被災地域での支援活動が行われています。

7月の豪雨災害に対する熊本県などの災害ボランティアセンターの状況や地域での支え合い等の実例を参考にしながら、新型コロナウイルス感染症の影響下での防災の取り組みや地域づくりについて考えます。

開催日 令和2年10月30日（金）13：30～15：30（受付13：00～13：30）

場 所 隠岐の島町役場（新庁舎） 町民ホール

内 容 新型コロナウイルス禍での防災と地域づくりについて（仮）

講 師 日野ボランティア・ネットワーク 山下 弘彦 氏

対 象 町民の方ならどなたでも参加できます。

申 込 10月23日（金）までに、2-0685へお名前・ご連絡先をお伝えください。

※個人情報、本講演会の実施以外の目的には使用いたしません。万が一、新型コロナウイルスに関する保健所からの要請があった場合は提供する可能性があります。

定 員 50名（申込先着順）

その他 発熱や咳など風邪の症状がある方は参加をご遠慮ください。当日はマスクをご用意いただき着用をお願いします。新型コロナウイルス感染症の状況により中止とする場合がございます。

被表彰者のご紹介

令和2年度

隠岐の島町社会福祉協議会

会長表彰

去る7月13日（月）、社会福祉センターにおいて表彰式を開催し、多年にわたり地域福祉や施設福祉の推進にご尽力いただいた方々及び団体が表彰されましたのでご紹介いたします。

（順不同、敬称略）

社会福祉施設従事者

- 竹谷 久美子（港町）
- 河上 明美（湊）
- 井上 聖史（平）
- 小新 英矢（西町）
- 秋山 妙子（西町）
- 藤山 雪正（上西）
- 山口 瞳（北方）
- 松森 雪恵（城北町）
- 松本 大地（飯田）

社協委員

- 石田 茂春（蛸木） ほか1名

ボランティア活動者

- 西田なかよしサロン（西田）
- 笑生会（砂子谷）
- 藤田 清恵（南方）



前列左より…西田なかよしサロン（西田区長 木村一則氏）吉田社協会長、笑生会（代表 高村博子氏）

後列左より…西田なかよしサロン（堀切治枝氏、池田淳子氏、見浦倍夫氏、池田とみえ氏）、笑生会（乃木みち子氏）

シルバー人材センター就労形態のご紹介

シルバー人材センターが新たに取り組む、シルバー派遣事業についてご紹介します。

これは、島根県シルバー人材センター連合会が派遣法上の主体となって行うもので、隠岐の島町シルバー人材センターが従来から実施している請負事業とは、以下の違いがあります。

項目	請負事業	シルバー派遣事業
就業の仕方	請負契約で定めた業務を時間に拘束されることなく自らの裁量と責任の下で完成（就業）する	派遣契約で定められた業務を派遣労働契約（雇用契約）で定めた日・時間に就業（従事）する
期間・内容	臨時的かつ短期的な就業（概ね月10日間程度以内）又は軽易な作業（概ね週20時間を超えない範囲）	
雇用関係の有無	なし	あり（雇用契約は島根県シルバー人材センター連合会と締結）
発注者の指揮命令	受けない	受ける
事故時に適用される保険	シルバー保険	労働者災害補償保険（労災保険）
発注者との契約当事者	隠岐の島町シルバー人材センター	島根県シルバー人材センター連合会
社会保険・雇用保険の適用	なし	なし
会員に対する報酬	配分金（雑所得）	賃金（給与所得）

【お問合せ・入会申込先】 隠岐の島町シルバー人材センター ☎ 3-1533

ご寄附 ありがとうございます

令和2年7月1日～令和2年8月25日（敬称略）

※隠岐の島町社会福祉協議会ではご寄附いただいた方のご意志を尊重し、氏名等を掲載しています。なお、金額は掲載しませんのでご了承ください。

海士町	寄附者氏名	一般寄附												住所	寄附者氏名	故人名	
浅野	桃代	原田	中町	中村	東郷	栄町	大阪市	西町	原田	京都府	原田	下西	栄町	栄町	東町		
		大崎	竹田	井口	藤野	山崎	松田	岩本	吉田	永海	宇野	平木	佐々木	吉岡	三木		
		厚二	二鎬	寛	晃	嘉人	和夫	典久	英克	光政	亀千代	伸幸	木正人	洋子	多津子		
		フサヨ	吉子	キノ	久米代	利喜雄	清則	行子	次夫	武美	マツ子	吉郎	今津ミサ子	まさ子	繁則		

老人クラブ連合会情報

毎年10月に開催しております下記大会につきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来年度に延期となりましたのでお知らせいたします。

- 【隠岐の島町老連主催】 第12回クロリティー親善交流大会（中条町民体育館）
- 【島根県老連主催】 まめなかいしまねグラウンド・ゴルフ大会（出雲ドーム）

暮らしを支える生活福祉資金

生活を経済的に支えるための貸し付けと必要な相談援助を行うことで、安定した生活が送れるように支援することを目的としています。



＜対象世帯＞ ※所得制限があります。また、他の公的貸付制度の利用が優先されます。

- 【低所得世帯】 必要な経費を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
- 【障がい者世帯】 障がいに関する手帳の交付を受けた方がいる世帯
- 【高齢者世帯】 日常生活上療護または介護を要する65歳以上の方がいる世帯

資金の種類		連帯保証人 貸付利率
総合支援資金	失業等で生活全般に困難を抱えておられる方へ、相談支援とあわせて貸し付ける一時的な資金	連帯保証人 あり：無利子 なし：年1.5%
福祉資金	日常生活を送る上で、又は自立に向けて一時的に必要な資金	
	緊急かつ一時的に生計維持のために必要な最低限の資金	連帯保証人不要 無利子
教育支援資金	高校、大学、専門学校等への入学や就学のために必要な資金	

○ お問い合わせ先／あんしんセンター（電話）3-1303